



ベイヒルズSR通信

〒221005 横浜市神奈川区栄町 11 KDX 横浜ビル 6階
TEL : 045-450-6701 (平日 9:00 ~ 17:00)
FAX : 045-450-6706



【今月の一言】

先日、久しぶりに風邪をひいてしまいました。何となく勝手に暖冬と思い込んでおりましたが、今年の冬は平年並みに寒いうえに気温の乱高下も激しいそうです。

毎年買い足してしまう、ぽかぽかグッズは今年も手放せません。皆様も、どうかご自愛ください。

それでは今月もベイヒルズSR通信をお届けいたします。(事務員S)

2025年4月1日より段階的に施行改正育児・介護休業法Q&Aが公表されました

◆改正育児・介護休業法

少子高齢化の進展や働き方の多様化を背景に、育児や介護と仕事の両立をより支援するための改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。

これにより、各企業で以下の対応が必要となります。

- 規定の見直し・改定
- 雇用環境整備・個別の周知意思確認等の実施

◆令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A(令和6年11月1日時点)

厚生労働省は、下記4項目について、計62の問を収録したQ&Aを公表しました。

- ① 全体
- ② 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ③ 育児休業等の取得状況の公表義務の拡大
- ④ 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

◆具体的な措置の検討に役立つ

多くの方に共通する課題とみられる「子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充」については、効果的な対応をサポートする回答が多く示されています。

【Q2-7】

Q :既に事業主が独自に当該措置で2つ以上の制度

を導入している場合には、特段、新たな対応は求められないという理解でよいですか

A :既に社内で導入している制度がある場合に当該制度を「柔軟な働き方を実現するための措置」として選択して講ずることは可能としつつ、職場のニーズを把握するため、過半数労働組合等から意見を聴取する必要があると回答しています。

【Q2-8②】

Q :「始業時刻等の変更」のうち、「始業終業時刻の変更」については、最低何時間以上可能にする必要があるなど、決まりはありますか

A :一律の制限はありませんが、保育所等への送迎の便宜等を考慮して通常の始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度である必要があるとしています。

その他、“養育両立支援休暇について(Q2-12)”や、“企業が費用負担する福利厚生サービスのカフェテリアプランによるベビーシッター利用補助が措置として認められるか(Q2-17)”など、様々な問への回答が示されています。参考にしてみるとよいでしょう。

【厚生労働省「令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A(令和6年11月1日時点)】より

2025年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率が変更されます

厚生労働省は、「雇用保険法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第14号)の施行に伴う、2025年4月1日からの高年齢雇用継続給付の支給率の変更について、リーフレット等を公開しました。

◆高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続

ける60歳以上65歳未満の一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制度です。

◆対象者

60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満了することとなった日)が2025年4月1日以降の方が、支給率変更の対象となります。

◆支給率

【2025年3月31日以前の方】

賃金の低下率 61%以下
各月に支払われた賃金額の 15%
賃金の低下率 61%超 75%未満
各月に支払われた賃金の 15%から 0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が 75%を超えない範囲で設定される率
賃金の低下率 75%以上
不支給

【2025年4月1日以降の方】

賃金の低下率 64%以下
各月に支払われた賃金額の 10%
賃金の低下率が 64%超 75%未満
各月に支払われた賃金の 10%から 0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合算が 75%を超えない範囲で設定される率
賃金の低下率 75%以上
不支給

リーフレットには、支給率の早見表なども掲載されています。高年齢雇用継続給付を受給予定の方、申請予定の事業主の方は、確認しておくといでしょう。

【厚生労働省「令和7年4月1日から高年齢雇用継続給付の支給率を変更します」】より

12月の税務と労務の手続

【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降採用の労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第3期> [郵便局または銀行] ※都・市町村によって異なる場合がある

本年最後の給料支払日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)]
- ・給与所得者の保険料控除申告書の提出
- ・給与所得者の配偶者控除等申告書の提出
- ・住宅借入金等特別控除申告書の提出
- ・給与所得者の基礎控除申告書の提出
- ・所得金額調整控除に係る申告書の提出 [給与の支払者(所轄税務署)] ※土日・祭日と重なる場合は、翌日迄